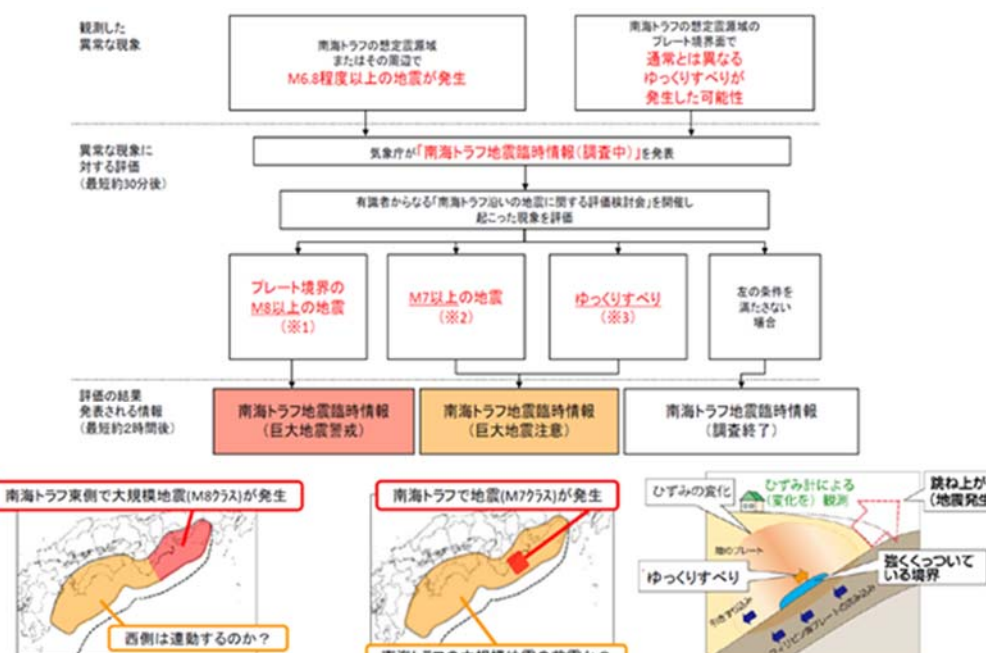


令和元年度 神戸市地域防災計画（案） 新旧対照表

冊子	項目	章	頁	H30 記載内容	R1 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	南海トラフ地震防災対策推進計画 総則 1-3 「南海トラフ地震に関連する情報」への 当面の対応	12 ～ 13	<p>1-3 「南海トラフ地震に関連する情報」への当面の対応</p> <p><u>現在、国は、地震予知を前提としない、かつ、南海トラフ全域を対象とした新たな防災対応を検討しているところだが、結論を得るまで時間を要するため、平成 29 年 11 月 1 日から当面の間、異常現象が観測された場合に、発生時期を特定しない「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を、気象庁が発表することとなった。これを受け、「情報」が発せられた場合の当面の対応について、次のとおり定める。</u></p> <p>(以下省略)</p>	1-3 (全削除)	南海トラフ臨時情報の発表に伴う対応を、第 7 章に追記したため。	危機管理室
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	南海トラフ地震防災対策推進計画 第 7 章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項	44	<p>第 7 章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項</p> <p><u>南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、次の取り組みを推進する。</u></p> <p>1. 市民への意識啓発【危機管理室】</p> <p><u>市は、南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険について居住者等に対して周知するなど、平時から意識の啓発に努める。</u></p> <p><u>また、地震の発生時においては、地震の連続発生の可能性について注意喚起を行う。災害時の広報方法は「地震・津波対策編 応急対応計画 第 2 章 情報収集・伝達・広報計画」による。</u></p>	<p>第 7 章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項</p> <p>7-1 気象庁における南海トラフ地震臨時情報の発表</p> <p><u>気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。</u></p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）</p> <p><u>南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報</u></p> <p><u>これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」という。</u></p>	<p>上位計画である「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(国)の改定及び「南海トラフ地震防災対策推進計画(案)」(県)の公表があったため。</p> <p>上記を受け、国より今年度を目途に当市推進計画を変更するよう、方針を示されたため。</p>	危機管理室

冊子	項目	章	頁	H30 記載内容	R1 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項	44	<p>2. 応急危険度判定等の迅速化【建設局、住宅都市局】</p> <p>最初の地震で脆弱になった建築物や宅地等が、後発の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物等への立入注意を呼びかける。</p>	<p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報</p> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</p> <p>南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)のいずれの発表条件も満たさなかった旨を示す情報</p>  <p>図 7-1-1 異常な現象を観測した場合の情報発表まで</p>	<p>上位計画である「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(国)の改定及び「南海トラフ地震防災対策推進計画(案)」(県)の公表があったため。</p> <p>上記を受け、国より今年度を目途に当市推進計画を変更するよう、方針を示されたため。</p>	<p>危機管理室</p>
				神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項	44

冊子	項目	章	頁	H30 記載内容	R1 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項	44	(新規追加)	<p>7-2 時間差発生時における円滑な避難の確保等</p> <p>1. 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等【危機管理室】</p> <p>南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の伝達は、津波警報・注意報発令時の伝達系統に準じて実施する。</p> <p>伝達等に関する事項は「地震・津波対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画」による。</p> <p>また、南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険について、平時から市民等に対して周知するなど、意識啓発に努める。</p> <p>2. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策にかかる措置【危機管理室・港湾局・消防局】</p> <p>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うとともに情報収集を開始する。</p> <p>3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策にかかる措置</p> <p>(1) 災害警戒本部等の設置【危機管理室】</p> <p>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、防災連絡会議を開催し、必要に応じて「神戸市災害警戒本部の設置」及び「防災指令の発令」を行う。</p> <p>災害警戒本部の設置に関する事項は、「共通編 防災組織計画 第3章 防災に関する組織 3-4 災害対策(警戒)本部等の設置」による。</p> <p>(2) 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。</p> <p>(3) 市のとるべき措置【市長室・危機管理室・行財政局・経済観光局・建設局・港湾局・区役所・消防局・水道局】</p> <p>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、下記の措置等をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄の点検(市の現物備蓄) ・ 飲料水・生活用水の供給体制の確認 ・ 防潮門扉等の施設点検 ・ 職員参集・応急実施体制の確認 ・ 市民及び事業所への広報(日頃からの地震への備えの再確認等) 	上位計画である「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(国)の改定及び「南海トラフ地震防災対策推進計画(案)」(県)の公表があったため。上記を受け、国より今年度を目途に当市推進計画を変更するよう、方針を示されたため。	危機管理室

冊子	項目	章	頁	H30 記載内容	R1 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項	44	(新規追加)	<p>(4) ライフライン事業者及び放送関係機関の対策</p> <p>水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者は、「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」3-6「ライフライン事業者及び放送関係機関の対策」に準じて、必要な体制を確保する。</p> <p>(5) 交通【建設局・港湾局・経済観光局・交通局・神戸海上保安部・近畿地方整備局・県警本部】</p> <p>市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供する。</p> <p>また、道路管理者、神戸海上保安部、港湾管理者、鉄道事業者及びバス事業者は、「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」3-7「交通体制」に準じて、必要な体制を確保する。</p> <p>(6) 市が管理又は運営する施設等に関する対策</p> <p>市は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等、必要な措置をとる。</p> <p>4. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策にかかるとる措置</p> <p>(1) 災害警戒本部等の設置【危機管理室】</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、防災連絡会議を開催し、必要に応じて「神戸市災害警戒本部の設置」及び「防災指令の発令」を行う。</p> <p>災害警戒本部の設置に関する事項は、「共通編 防災組織計画 第3章 防災に関する組織 3-4 災害対策(警戒)本部等の設置」による。</p> <p>(2) 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>(3) 市のとるべき措置【市長室・危機管理室・行財政局・経済観光局・建設局・港湾局・区役所・消防局・水道局】</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、下記の措置をとる。</p>	上位計画である「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(国)の改定及び「南海トラフ地震防災対策推進計画(案)」(県)の公表があったため。上記を受け、国より今年度を目途に当市推進計画を変更するよう、方針を示されたため。	危機管理室

冊子	項目	章	頁	H30 記載内容	R1 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項	44	(新規追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>備蓄の点検（市の現物備蓄）</u> ・ <u>飲料水・生活用水の供給体制の確認</u> ・ <u>防潮門扉等の施設点検</u> ・ <u>職員参集・応急実施体制の確認</u> ・ <u>市民への広報(日頃からの地震への備えの再確認等)</u> <p>(4) 市が管理又は運営する施設等に関する対策</p> <p><u>市は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等、必要な措置をとる。</u></p>	<p>上位計画である「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(国)の改定及び「南海トラフ地震防災対策推進計画(案)」(県)の公表があったため。</p> <p>上記を受け、国より今年度を目途に当市推進計画を変更するよう、方針を示されたため。</p>	危機管理室

※頁数は、平成 30 年度神戸市地域防災計画のもの。